

# 私たちの暮らしと税金

▶ 問合せ 税務課税務係 ☎ 24-5111 (内線121)

## 暮らしに必要な税金

国や昭和村などの地方公共団体では、私たちが健康で文化的に暮らしていくために、個人ではできないさまざまな仕事を行っています。こうした仕事をするためには、多くの費用(財源)が必要です。そのために、村民の皆さんに「税金」という形で負担していただいています。



## 税金のおもな種類

税金は、国や県・村など、税を納める先や、税金を負担する人と納める人の関係、何に課税するかによってたくさんの種類があります。主なものは次のとおりです。

	<h3>直接税</h3> <p>国や地方公共団体に直接納める税金</p>	<h3>間接税</h3> <p>事業者などを通じて間接的に納める税金</p>
<h3>国税</h3>	<h4>所得税</h4> <p>個人の1年間の所得(収入から経費などを引いたもの)にかかる</p>	<h4>消費税</h4> <p>買い物をしたときにかかる税金</p>
	<h4>法人税</h4> <p>会社などの法人の所得にかかる税金</p>	<h4>酒税</h4> <p>日本酒、ビールなどのお酒にかかる税金</p>
<h3>群馬県(県税)</h3>	<h4>県民税</h4> <p>住んでいる群馬県に納める税金</p>	<h4>地方消費税</h4> <p>買い物をしたときに消費税とあわせてかかる税金 消費税7.8% + 地方消費税2.2% = 10%</p>
	<h4>不動産取得税</h4> <p>土地や建物を取得した人にかかる税金</p>	
	<h4>自動車税</h4> <p>自動車を所有している人にかかる税金</p>	
<h3>昭和村(村税)</h3>	<h4>村民税</h4> <p>住んでいる昭和村に納める税金</p>	<h4>入湯税</h4> <p>温泉に入ったときにかかる税金</p>
	<h4>固定資産税</h4> <p>土地や建物を所有している人にかかる税金</p>	
	<h4>軽自動車税</h4> <p>軽自動車を所有している人にかかる税金</p>	

# マイナンバーカードを まだお持ちでない方へ

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)



マイナンバーカードを申請すると、おおむね1カ月で自宅に交付通知書(はがき)が役場から届きます(※)。交付通知書(はがき)をよくお読みいただき、必要な持ちものをご持参のうえ役場住民係にお越しください。

※ハガキが届かない方は、交付申請書などに不備がある場合がありますのでお問合せください。

## 本人が受け取りを

マイナンバーカードは、本人であることを証明する公的な本人確認書類であるため、厳格な本人確認を行ったうえで交付することと、法令などで決められています。仕事・学業の都合や多忙により本人が受け取れないといった理由で、代理人が受け取ることはできません。休暇などを利用してのお受け取りをお願いします。

なお、役場の開庁時間に行くことが難しい場合や、病気・身体の障害・未就学児であるなどのやむを得ない理由で本人が窓口に行くことが難しい場合は、役場住民係へ電話でご相談ください。

## 必要な持ちもの

- 交付通知書(はがき、または再発行の方はA4サイズ)
- 通知カード(令和2年5月以前に交付を受けている方)
- 本人確認書類(次の①か②)
  - ① 運転免許証・旅券・写真付きの住民基本台帳カード・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点
  - ② ①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、村長が適当と認める2点(例)健康保険証、年金手帳、社員証、学生証など
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

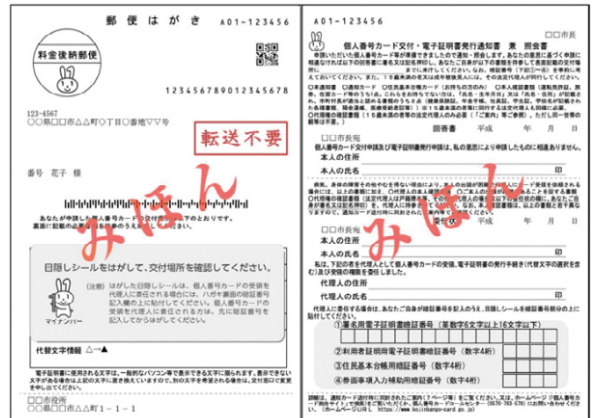
## 今ならグッズプレゼント

今なら、マイナンバーカードを受け取る際にノベルティグッズ(クリアファイルやポケットティッシュなど)をプレゼントします。

数に限りがありますので、これから申請される方はお早めに。申請後、交付通知書(ハガキ)が届いている方は役場住民係でお受け取りください。

※マイナポイントが取得できる期間は、令和3年12月末までです。令和3年4月末までに申請した方はお早めに。

### ◆ 交付通知書(はがき)



### ◆ 通知カード



▲ クリアファイルやティッシュをプレゼント!